

省 令

○農林省令第四十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十八年七月二十四日

農林大臣 櫻内 義雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「日立」の下に「鹿島」を、「田子の浦」の下に「豊橋」を、「敦賀」の下に「内浦」を加え、同条第二項第一号中「鹿島」及び「豊橋」を削り、同項第三号中「豊橋、内浦」を削る。

附 則

この省令は、昭和四十八年八月一日から施行する。